

平成30年12月7日

2018年12月5日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の
強化等に向けたワーキンググループ 座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂 由美子
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 柏木 一恵
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

児童福祉司に関する国家資格等の専門資格創設に反対する意見

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

さて、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」（以下、「WG」という。）が設置され、「児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策」についても検討されています。4回に亘って開催されたWGでは、児童相談所におけるスーパーバイザー及び児童福祉司に関する専門資格創設について、賛否両論の意見が述べられています。

私たちは、これまで2015年9月、同年11月に2回、2018年7月、と4回に亘って児童福祉司等の国家資格化について見解を発表しているところですが、改めて児童福祉司の専門資格創設には反対であることを強く表明します。

児童福祉司及びスーパーバイザーの専門性の向上は当然必要ですが、そのための方法として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらの国家資格の所持を児童福祉司の任用要件とすべきです。

子ども家庭福祉を担う専門職には、子どもや家庭を取り巻く広範囲な課題を分析し、積極的に介入していくことができる専門的な力量が必要です。社会福祉士や精神保健福祉士は、このような幅広い問題に対応する知識、技術を持ち、問題解決に向けて介入する専門職です。

そして、児童福祉司の任用区分の一つである社会福祉士の比率は 23%(2012 年)から 41% (2018 年)、精神保健福祉士の比率は 11%(2018 年)と、自治体での採用・活用は着実に進展してきています。

今求められているのは、新たに専門資格を創設することではなく、社会福祉士や精神保健福祉士の効果的・効率的な活用を促進し、専門的知識や技術の向上に必要な研修を充実することです。また、2017 年度から「児童福祉司」及び「児童福祉司スーパーバイザー」への研修が義務化されており、まずは、その効果を測定し、評価することが必要です。

2018 年 3 月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会で取りまとめられた「ソーシャルワーカー専門職である社会福祉士に求められている役割等について」では、社会福祉士が担う今後の主な役割として、「『地域共生社会』の実現に向けて、①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築」を挙げており、そのために現在、養成カリキュラム等の見直しが行われています。

以上のことから、児童福祉司等に関する個別の専門資格を創設することよりも、可及的速やかに養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上と、更なる活用の促進を図り、さらには、これらの社会福祉士及び精神保健福祉士が、その専門性を活かしながら積極的に介入することができる環境を整備し、子どもたちが子どもらしく生活する権利を守っていくことが必要であると考えます。